

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

人も元気 まちも元気 新鮮都市いとしま水環境再生計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県、糸島市

### 3 地域再生計画の区域

糸島市の全域

### 4 地域再生計画の目標

糸島市は、福岡県西部の糸島半島に位置し、平成 22 年 1 月 1 日に旧前原市、旧二丈町、旧志摩町が合併し誕生しました。平成 21 年 9 月末現在の人口は約 100,600 人、面積 216.12 平方キロメートルとなっています。

市内には、糸島のシンボリック存在として、古くは万葉の歌にも詠まれ「糸島富士」とも呼ばれた可也山、ダイナミックな海岸線を織りなす二見ヶ浦や芥屋の大門、美しい白砂青松の海岸線を有した幣の浜や姉子の浜、背振山系の山々からの水をたたえた白糸の滝や千寿院の滝などの名勝が多く存在し、豊かな自然景観を形成しています。また、古くは、中国の歴史書「魏志倭人伝」に記されている「伊都国」があった地とされ、日本最大の銅鏡「内行花文鏡」が国宝に指定されるなど、古代ロマン溢れる史跡が各所に残されています。

現在では、市を東西に走る JR 筑肥線、国道 202 号線、西九州自動車道により交通利便性が向上し、北東部には九州大学伊都キャンパスが移転進行中であるなど、福岡都市圏の西の拠点として著しい都市機能の発展が続いています。

また、都市近郊型の農業や畜産業が盛んで、休日には市内各所にある農畜産物・海産物直売所に多くの人たちが訪れており、「糸島」の農畜産品や海産物は、福岡市をはじめ、県内外の飲食店や多くの人たちから安全・安心な新鮮でおいしい食材として「糸島ブランド」が定着しています。

市内には、雷山川をはじめ複数の河川が流れ、玄界灘に注いでいますが、汚水処理施設の整備が完了した地域においては河川の水質改善が見られるものの、未整備地域においては、生活雑排水の流入による河川や農業用水路の水質汚濁、それに伴う農産物への影響、また、生活環境及び自然環境の悪化が深刻かつ緊急性の高い問題となっています。

糸島市では、人口密度の高い市街化区域及びその周辺地域は公共下水道事業を、農村地域においては農業集落排水事業を実施しており、また、芥屋地区は特定環境保全公共下水道事業、姫島地区は漁業集落排水事業での整備が完了しています。上記事業の対象になっていない地域においては、小型合併処理浄化

槽設置整備事業（個人設置型）を併せて実施することにより、汚濁の主な原因である生活排水について適正に処理を行い、公共用水域の水質保全を確保することとしています。

今回、汚水処理施設整備交付金及び県単独補助金などを活用し、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽の効率的な普及促進を行うことで、市内全域の水質浄化を図るとともに、県及び市による出前講座等の環境学習により水環境に関する啓発を進めます。これにより糸島半島の豊かな自然環境を守り、住民の生活環境の改善による人口の増大と定着を図り、また、河川や水路の水質浄化により農地・漁場の保全に努め、市の基幹産業である農畜産業及び漁業の振興を推進することで地域の活性化を図り、「人も元気 まちも元気 新鮮都市いとしま」のまちづくりを進めます。

#### （目標）汚水処理施設の整備の促進

汚水処理人口普及率を80%から88%に向上

### 5 目標を達成するために行う事業

#### （5-1）全体の概要

糸島市では、汚水処理施設整備交付金及び県単独補助金などを効果的に活用しながら、人口密度の高い市街化区域及びその周辺地域は公共下水道事業を、農村地域においては農業集落排水事業を実施します。また、上記事業及び特定環境保全公共下水道事業、漁業集落排水事業の区域外において、小型合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）を併せて実施することにより、汚濁の主な原因である生活排水について適正に処理を行い、公共用水域の水質保全を確保することとしています。

また、上記と併せて、県及び市による出前講座等を実施し、水環境保全に対する市民の意識を高め、快適な水環境を再生し、地域の活性化を目指します。

#### （5-2）法第5章の特別の措置を適用して行う事業

##### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了しています。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道	前原処理区	平成20年7月事業認可
	可也引津処理区	平成20年9月事業認可
・農業集落排水	怡土I期地区	平成17年4月事業採択
	長糸I期地区	平成18年1月事業採択
	白糸地区	平成19年2月事業採択
	高上I期地区	平成20年1月事業採択

怡土Ⅱ期地区  
長糸Ⅱ期地区

平成22年1月事業採択  
平成22年1月事業採択

[事業主体]

・糸島市

[施設の種類]

・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

・公共下水道 下水道認可区域

（有田、有田中央一・二丁目、池田、井田、板持、板持一・二丁目、岩本、井原、浦志、浦志一・二・三丁目、潤一・二・三・四丁目、大浦、荻浦、加布里、神在、蔵持、香力、志登、篠原、篠原西一・二・三丁目、篠原東一・二・三丁目、新田、曾根、高田、高田一・二・三・四・五丁目、多久、千早新田、泊、富、波多江、波多江駅北一・二・三・四丁目、波多江駅南一・二丁目、東、前原、前原駅南一・二・三丁目、前原北一・二・三・四丁目、前原中央一・二・三丁目、前原西一・二・三・四・五丁目、前原東一・二・三丁目、前原南一・二丁目、三雲、美咲が丘一・二・三・四丁目、南風台一・二・三・四・五・六・七・八丁目、八島、油比、志摩小富士、志摩師吉）

・農業集落排水施設 怡土・長糸・白糸・高上地区

・浄化槽（個人設置型）

糸島市全域（公共下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域・特定環境保全下水道整備完了区域・漁業集落排水事業整備完了区域を除く）

[事業期間]

・公共下水道 平成22年度～平成24年度

・農業集落排水施設 平成22年度～平成24年度

・浄化槽（個人設置型） 平成22年度～平成24年度

[整備量]

・公共下水道  $\phi 150 \sim \phi 300$  L=10,700m  
(交付金事業分のみ)

処理場 1箇所

- ・ 農業集落排水施設                              φ 150～φ 300 L=11,969m  
                                                                    (交付金事業分のみ)  
                                                                    処理場                              1 箇所
  
- ・ 浄化槽（個人設置型）                      315 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道	4, 260 人
農業集落排水施設	2, 820 人
浄化槽	1, 353 人

#### [事業費]

- ・ 公共下水道                                      2, 732, 000 千円  
                                                                    (うち、交付金 1, 433, 700 千円)
  
- ・ 農業集落排水施設                              1, 034, 770 千円  
                                                                    (うち、交付金         517, 385 千円)
  
- ・ 浄化槽（個人設置型）                      121, 374 千円  
                                                                    (うち、交付金 40, 458 千円)
  
- ・ 合計                                                      3, 888, 144 千円  
                                                                    (うち、交付金 1, 991, 543 千円)

#### (5-3) その他の事業

- ・ 市出前講座  
    「市の環境施策と環境対策」、「河川等の水質変化」などをテーマに市職員が住民に対して説明を行い、環境への意識を高めます。
- ・ 施設見学  
    主に児童を対象として下水管理センターの施設見学を行い、汚れた水を浄化する過程について理解を深め、環境への意識を高めます。
- ・ 県出前講座  
    「川をきれいにするために、一人ひとりができること」、「下水道の役割と仕組みについて」などをテーマに県職員が住民に対して説明を行い、環境意識と下水道の理解を深めます。

6 計画期間

平成22年度～24年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

汚水処理人口普及率の実績値及び人口推移を毎年度末に調査し、必要に応じて事業内容の見直しを図り、計画終了後に4に示す数値目標に照らし、状況評価を行います。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし